

平成 27 年度末までの千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しに関する進捗状況及びその評価

1 更生園・養育園の管理運営（指定管理者制度等）のあり方の見直し

実 施 内 容	平成 27 年度末までの進捗状況
<p>(1) 期限の設定</p> <p>(ア) 見直しの期間設定（県） 第五次障害者計画の周期とあわせ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で集中見直し期間とする。（第五次障害者計画に集中見直し期間の設定の他、本実施内容について盛り込む。）</p> <p>(イ) 見直しの進捗評価（県） 集中見直し期間中の見直しの進捗について評価する千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会を設け、毎年度末に当該年度の進捗を報告し評価を受け、集中見直し期間終了後に総括評価を受ける。</p>	<p>(1) 期限の設定</p> <p>(ア) 見直しの期間設定（県） 第五次障害者計画の周期とあわせ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で集中見直し期間とし、第五次障害者計画に集中見直し期間の設定の他、本実施内容について盛り込んだ。（平成 26 年度に実施済）</p> <p>(イ) 見直しの進捗評価（県） 集中見直し期間中の見直しの進捗について評価する千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会に、平成 27 年度の進捗状況等を報告した。</p>

評価 (1) 期限の設定（県）

平成 27 年度は下記について進捗が認められた。

- ・千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会による平成 27 年度評価
- 平成 28 年度以降においても、進行予定にある項目が着実に実行されるよう努めること。

実 施 内 容	平成27年度末までの進捗状況
<p>(2) 管理運営方法の見直し</p> <p>(ア) 集中見直し期間中の管理運営 (県) 平成29年度末までは事業団を指定管理者として指定する (現在の指定管理期間 (平成23年度から平成27年度まで) 後は、非公募で事業団を指定する。)</p> <p>(イ) 集中見直し期間後の管理運営 (県) 集中見直し期間終了時点において、民間法人が参入しやすいよう、養育園と更生園をそれぞれ単独の県立施設として管理運営できる体制整備を図る。(利用者へ継続した支援を提供する観点から、現在の支援員が継続して支援にあたるよう配慮する。)</p>	<p>(2) 管理運営方法の見直し</p> <p>(ア) 集中見直し期間中の管理運営 (県) 現在の指定管理期間 (平成23年度から平成27年度まで) 後、平成28年度から平成29年度までの指定管理者として、非公募で事業団を指定した。</p> <p>(イ) 集中見直し期間後の管理運営 (県) 集中見直し期間終了時点において、民間法人が参入しやすいよう、養育園と更生園をそれぞれ単独の県立施設として管理運営できる体制整備に向け検討した。</p>

評価 (2) 管理運営方法の見直し (県)

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・平成28年度から平成29年度までのセンターの指定管理者として事業団を非公募で指定

平成28年度は、平成30年度以降、民間法人が参入しやすいよう、養育園と更生園をそれぞれ単独の施設として管理運営できる体制整備に向けた検討を進め、具体的な方向性を示すこと。

2 今後の養育園・更生園のあり方の見直し

実 施 内 容	平成27年度末までの進捗状況
<p>(1) 少人数を対象としたきめ細かなケアへの転換</p> <p>(ア) ソフト面の見直し</p> <p>① 支援のあり方の見直し (事業団) 外部の計画相談事業所や児童相談所等の関係機関と連携しながら、利用者にとって最も適切な支援環境を考慮した</p>	<p>(1) 少人数を対象としたきめ細かなケアへの転換</p> <p>(ア) ソフト面の見直し</p> <p>① 支援のあり方の見直し (事業団) 見直し進捗管理委員会委員による個別支援計画の作成指導、パーソナルサポーターによる本人との面談や支援記録の確認に基づく提言、指定管理者モニタリングや改善の進捗に関する確認調査における指摘等を受け、利用者主体の支援に向けた個別支援計画の作成から実際の支援への反映等について見直しを行った。また、利用者へわかりやすく個別支援計画の目的や内容を説明するための資料の作</p>

中長期の見通しを持ち、利用者の障害特性に合った個別支援計画を作成する。個別支援計画の実施（支援）に当たっては、少人数を対象としたケアを基本とし、個々の利用者にもふさわしい支援を実現する。

② 開放性の向上（事業団）

施錠が必要な箇所や状態について検討の上職員間で共有し、施錠をより少なくできる環境改善と支援を目指す。また、親しみやすく入りやすい住環境の構築を図る。

成を行った。

個別支援計画のモニタリングに際しては、必要に応じて看護師や栄養士等の専門職が参加するとともに、保護者の参加を得られるよう努め、利用者一人一人のニーズに合った支援の実現を目指した。

【平成27年度の実施内容】

○モニタリングへの看護師等の専門職の参加

養育園 58名中11名（※）・更生園 85名中81名（平成26年度は養育園70名中4名・更生園87名中62名）

※保護者がモニタリングに来園しやすい土日は看護師が休みであるため、看護師の参加が少なくなっている。

○児童のケース会議等への看護師等の専門職の参加

養育園 58名中58名（平成26年度は70名中53名）

○モニタリングへの保護者の参加

養育園 58名中56名（※）・更生園 85名中85名（平成26年度は養育園70名中57名・更生園87名中81名） ※保護者の協力が得られず児相担当者が参加したものを含む。

○利用者本人向けの計画内容等の説明資料の作成

養育園 58名中13名（平成26年度は70名中19名）

② 開放性の向上（事業団）

施錠が必要な箇所や状態について検討の上職員間で共有し、施錠をより少なくできる環境改善と支援を図った。

また、日用品の買い物などの利用者の外出やDVD・本などの選択機会の増加、ふれあい祭り等保護者の参加する行事の開催、寮の内外への利用者の作成した作品の掲示等により、親しみやすく出入りしやすい環境の構築を図った。

○日中の施錠の取り止め等をした箇所

養育園 正面玄関・各寮玄関・職員用トイレ・階段（平成26年度から）
第3寮ベランダ・第1寮食堂廊下シャッター（平成27年度から）

更生園 各寮出入口（平成26年度から）

各寮のネット撤去・ひまわりA棟階段前出入口・そよかぜ荘行動観察室・そよかぜ荘西側二重施錠の廃止（平成27年度から）

○環境改善に向けた取組み

養育園 第2寮前（平成26年度から）

利用者居室へのカーテン設置の試行・利用者によるDVDや本などの選択機会の増加（平成27年度から）

更生園 デイルーム・各寮内・食堂・食堂前廊下（平成26年度から）

中央玄関への作品掲示・竹寮前庭花壇作成・外出機会の増加（平成27年度から）

(1) 少人数を対象としたきめ細かなケアへの転換

評価 (ア) ソフト面の見直し(事業団)

平成27年度は下記について進捗が認められるとともに、利用者本人のニーズ・障害特性にあった個別支援計画の作成等についても取り組んだ。施設構造上の制限はあるが、その中で可能な限り利用者本人のニーズ・障害特性にあわせた支援の取組みを進めていく必要がある。

- ・モニタリングへの専門職や保護者の参加
- ・施設箇所の減少等による開放性の向上
- ・外出機会の増加等の環境改善・開放性の向上に向けた取組み

平成28年度以降、進捗がみられた事項も含め、引き続き、日中活動の充実など支援のあり方の見直しを進めるとともに、地域と交流する機会の増加など開放性の向上に努めること。

実 施 内 容	平成27年度末までの進捗状況
<p>(イ) ハード面の見直し</p> <p>① 集中見直し期間中の施設環境の整備(県) 開放的で明るい住環境となるよう、施設整備等により改善を図るとともに、集中見直し期間後(定員減少後)の利用者の特性に合った施設のあり方について検討をすすめる。(平成30年度以降の指定管理者の選定の際に、指定管理者の意見を踏まえた施設整備を行うことを盛り込む。)</p> <p>② 集中見直し期間後の施設環境の整備(県) 平成30年度以降の指定管理者と協議し、開放的で明るく、利用者の障害特性に合った住環境・生活空間となる施設環境を整備する。</p>	<p>(イ) ハード面の見直し</p> <p>① 集中見直し期間中の施設環境の整備(県) 開放的で明るい住環境となるよう、養育園第2寮を2ユニットにするとともに、劣化した窓ガラスやシャッターの交換等を行った。また、更生園のスロープの段差解消や居室扉の改修等の設計を行った(工事は平成28年度に実施予定)。</p>

評価 (イ) ハード面の見直し(県)

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・養育園第2寮の2ユニット化
- ・窓ガラス等の交換

平成28年度以降においても、ソフト面での見直しが進むよう、ハード面においても利用者の障害特性に合った開放的で明るい住環境の構築に努めること。なお、平成30年度以降の施設整備のあり方についても検討すること。

実 施 内 容	平成27年度末までの進捗状況
<p>(2) 定員規模の縮小に向けた取組み</p> <p>(ア) 県全体の入所施設の状況把握（県） 毎年度、施設入所の待機者に関する状況調査等を行い、県全体での需給状況を把握する。</p> <p>(イ) 障害児（待機児童）の受入先の確保（県） 県全体で社会的養護を必要とする障害児の受入先を確保するため、養育園の規模縮小で削減される定員40人相当の施設新設等を支援する。</p>	<p>(2) 定員規模の縮小に向けた取組み</p> <p>(ア) 県全体の入所施設の状況把握（県） 施設入所の待機者に関する状況調査を行った。</p> <p>(イ) 障害児（待機児童）の受入先の確保（県） 定員20名の福祉型障害児入所施設の新設（平成28年4月開設予定）を支援した。 また、平成29年4月開設を目指す福祉型障害児入所施設（定員20名）を公募したが応募が無かったため、平成28年度に再公募することとした。</p>

評価 (2) 定員規模の縮小に向けた取組み

(ア) 県全体の入所施設の状況把握（県）

平成27年度は下記が実施された。

- ・入所施設の待機者状況調査

平成28年度以降においても、進行予定にある項目を着実に実施するよう努めること。

(イ) 障害児（待機児童）の受入先の確保（県）

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・福祉型障害児入所施設（定員20名）創設の支援

平成28年度以降において、受け皿となるべき福祉型障害児入所施設の設置が進むよう努めること。その際、施設のハード面だけでなく、一定の時期が来れば退所・移動が可能になるように地域との連携も含めた「あり方」の検討も行うこと。

実 施 内 容	平成27年度末までの進捗状況
<p>(ウ) 袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設・地域への移行の推進</p> <p>① 施設整備等による受入先施設等の支援（県） 民間施設等で袖ヶ浦福祉センターの利用者を受け入れられるよう、利用者の特性に合った施設改修やグループホーム創設等を支援する。</p> <p>② 移行に関するマッチング・調整の実施（事業団・県）</p>	<p>(ウ) 袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設・地域への移行の推進</p> <p>① 施設整備等による受入先施設等の支援（県） 袖ヶ浦福祉センターの利用者2名を受け入れ平成28年4月に開設予定のグループホーム創設を支援した。 平成28年度当初予算において、袖ヶ浦福祉センターの利用者を受け入れられるよう、利用者の特性に合った施設改修やグループホーム創設の支援に係る補助金を計上した。 ○平成28年度当初予算額 104,573千円</p> <p>② 移行に関するマッチング・調整の実施（事業団・県） 事業団において、県とともに、知的障害者福祉協会、相談支援事業者、外部有識者から</p>

事業団において、県とともに、知的障害者福祉協会、相談支援事業者、外部有識者等の意見を聴きながら、利用者と施設のマッチング・施設見学・体験利用等を進め、利用者に合った施設やグループホームに移行できるよう調整する。円滑に移行できるよう、移行後も施設訪問等によるフォローを実施する。

③ 利用者及び保護者への情報提供並びに保護者との関係強化（事業団・県）

移行等に関する利用者及び保護者の不安を解消するため、保護者説明会の開催や保護者会での説明、その他随時個別の情報提供や意見交換を行うとともに、保護者会の活動を支援し、保護者との関係を強化する。

なる移行ワーキングチームにおいて、移行を進めるための方策について意見を聴いた。また、更生園保護者会において、他施設の見学や利用者受入れ表明法人によるオリエンテーション等の研修会を行った。

【平成27年度の実施内容】

- 移行ワーキングチーム 5回
- 更生園保護者会研修会 3回
- 更生園保護者等他施設見学(事業団職員・県職員同行) 7回

③ 利用者及び保護者への情報提供並びに保護者との関係強化（事業団・県）

利用者の移行を含めたセンターの見直しに関する保護者説明会を開催した。

また、保護者会役員会と事業団職員の会議の定例化、保護者の他民間施設見学への同行、ふれあい祭り等の保護者も参加する行事の開催、保護者会の行事等への事業団職員・県職員の参加による意見交換を行った。その他、広報誌の発行等により、保護者への情報提供及び関係強化に努めた。

【平成27年度の実施内容】

- 保護者説明会 1回
- 更生園保護者会役員会職員合同会 9回
- 更生園保護者等他施設見学(事業団職員・県職員同行) 7回
- 養育園親の会他施設見学(事業団職員同行) 1施設
- 更生園保護者会研修会 3回
- 保護者会総会等への同席・意見交換 2回
- ふれあい祭り等保護者参加行事の開催・懇談 4回

評価（ウ）袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設・地域への移行の推進

① 施設整備等による受入先施設等の支援（県）

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・袖ヶ浦福祉センター利用者受入グループホーム創設の支援
- ・袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備費用の予算化

平成28年度以降においても、民間法人に働きかけ、センター利用者の受入施設等の整備が進むよう努めること。

② 移行に関するマッチング・調整の実施（事業団・県）

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・移行ワーキングチームの開催
- ・更生園保護者会研修会の開催
- ・更生園保護者等その他施設見学

平成28年度以降において、センター利用者の移行が円滑に進むよう、利用者・保護者の意見を聴きながら、市町村等関係機関とも連携してマッチング・調整に努めること。

③ 利用者及び保護者への情報提供並びに保護者との関係強化（事業団・県）

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・保護者説明会の開催
- ・更生園保護者会役員会職員合同会の開催
- ・更生園保護者会研修会の開催
- ・更生園保護者等の他施設見学
- ・ふれあい祭り等保護者参加行事の開催

平成28年度以降も、引き続き、進捗がみられた事項も含め、保護者への情報提供及び関係強化に努めること。

実施内容	平成27年度末までの進捗状況
<p>(エ) 強度行動障害者支援実施体制の構築</p> <p>① 強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施（県）</p> <p>強度行動障害のある方への支援を適切に行うために、強度行動障害に関する専門的知識を有する人材を確保するとともに、施設支援員等に対して、強度行動障害についての理解を深め、また、専門性を高めるための体系的な研修を実施する。</p> <p>② 強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施（県）</p> <p>強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)を引き続き実施し、強度行動障害等について知識・実績のある方で構成する会議等において検証した上で、モデル事業の普及啓発を図る。</p>	<p>(エ) 強度行動障害者支援実施体制の構築</p> <p>① 強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施（県）</p> <p>強度行動障害のある方の支援者に対する研修(千葉県発達障害者支援センターに委託)を通年で38日間実施し、県内施設の支援員16名が受講した。3月5日には実践報告会を実施し、16名が実践成果を参加者(258名)に発表した。(平成26年度は16名が研修を受講し、実践報告会に309名が参加した。)</p> <p>県内の障害者支援職員等を対象として強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)を実施し、基礎研修98名・実践研修65名が受講した。(平成26年度は77名が基礎研修を受講した。)</p> <p>②強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施（県）</p> <p>強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)を実施し、強度行動障害のある方への支援のあり方検討会において、モデル事業によって整備されたグループホームへの入居後約2年間の支援内容について報告を受けた。</p>

評価 (エ) 強度行動障害者支援実施体制の構築

①強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施（県）

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の実施

平成28年度以降においても、進行予定にある項目を着実に実施し、グループホーム等地域の障害福祉サービス従事者に対する拡充にも努めること。

②強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施（県）

平成27年度は下記が実施された。

- ・強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施

平成28年度以降において、モデル事業の成果の普及・啓発に努めること。

実 施 内 容	平成27年度末までの進捗状況
(オ) 医療ケアに関する検討（事業団・県） 定員が減った後のセンターにおける医療ケアのあり方を検討する。	(オ) 医療ケアに関する検討（事業団・県） 平成28年度に実施する診療科目等について検討した。

評価 (オ) 医療ケアに関する検討（事業団・県）

平成27年度は下記が実施された。

- ・診療科目に関する検討

平成28年度以降において、周辺の医療機関との連携等、定員が減った後のセンターにおける医療ケアのあり方の検討を進めること。

3 事業団のあり方の見直し

実 施 内 容	平成27年度末までの進捗状況
<p>(1) 職員のモチベーションの向上</p> <p>(ア) 民間施設等での研修（事業団） 他の法人における支援を実地に学ぶことによって支援の質及び意識の向上を図るため、千葉県知的障害者福祉協会の協力を得て、民間施設等との交換研修（事業団から他の民間施設への派遣等）を実施する。</p> <p>(イ) キャリア形成の仕組みの構築（事業団） キャリア形成の仕組みを構築し、職員のモチベーションの向上を図るとともに、将来、センターをリードできる職員を計画的に育成する。</p>	<p>(1) 職員のモチベーションの向上</p> <p>(ア) 民間施設等での研修（事業団） 県内社会福祉法人の協力を得て、民間施設に宿泊しての体験研修や見学研修を実施した。保護者の他民間施設見学にも職員複数名が同行して他施設を見学した。 【平成27年度の実施内容】 ○県内他施設宿泊体験研修 6回（2施設）延べ8名 ○県内他施設見学研修 1回延べ6名 ○保護者の他施設見学時の同行 8回延べ24名</p> <p>(イ) キャリア形成の仕組みの構築（事業団） 少人数によるグループディスカッションを実施して全支援員が参加し、人権擁護・虐待防止の意識向上だけでなく、支援の質の向上等について話し合う場にもなった。 支援員が相談支援について学ぶとともに、関係機関との意見交換によるモチベーションの向上を図って、市町村職員・相談支援事業者も参加するグループディスカッション形式の研修（事業団職員34名・市町村等職員17名参加）を行った。 【平成27年度の実施内容】 ○グループディスカッション実施状況 養育園 4月～3月延べ28回（見込み） 更生園 4月～3月延べ41回（見込み）</p>

評価（１）職員のモチベーションの向上

（ア）民間施設等での研修（事業団）

平成２７年度は下記について進捗が認められた。

- ・ 県内他施設宿泊体験研修
- ・ 県内他施設見学研修
- ・ 保護者の他施設見学時の同行

平成２８年度以降においても、民間施設等での研修の拡充に努めること。

（イ）キャリア形成の仕組みの構築（事業団）

グループディスカッションが引き続き実施されるとともに、市町村職員等も参加するグループディスカッション形式の研修が実施されるなどの進捗が認められた。

平成２８年度以降において、引き続き、支援の質を高め職員のモチベーションの向上を図る観点から、体系化されたキャリア形成の仕組みの構築に努めること。

実 施 内 容	平成２７年度末までの進捗状況
<p>（２）センター運営への特化</p> <p>（ア）自主事業の計画的移譲（事業団） 事業団の実施する自主事業については、センターとの関係性や役割について整理した上で、計画的に他の民間法人に移譲し、センター運営に注力する。</p> <p>（イ）民間との連携強化（事業団） 地域における障害者へのサービスを安定して提供するため、自主事業を移譲した法人とは緊密に連携していく。また、強度行動障害者支援についても、県内関係団体と協議しながら、支援ノウハウの情報発信・事例報告会の開催等を実施し、民間施設等との連携を強化する。</p>	<p>（２）センター運営への特化</p> <p>（ア）自主事業の計画的移譲（事業団） 自主事業を下記の３つに区分し①及び②を譲渡することとして、譲渡先を公募により下記のとおり決定し、平成２８年４月１日に譲渡予定である。（②のうち、ながうら地域支援センターのグループホームの一部は事業団で引き続き運営し、集中見直し期間中に利用者を他のグループホームに転居していただくこととした。③については、放課後等デイサービス風の子は廃止し、発達障害児等療育支援事業を引き続き実施することとした。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① アドバンスながうら・放課後等デイサービス虹の子 →譲渡先 社会福祉法人佑啓会 ② 代宿地域支援センター・ながうら地域支援センター・ジョブくらなみ →譲渡先 社会福祉法人大久保学園 ③ 発達障害児等療育支援事業及び放課後等デイサービス風の子（休止中） <p>（イ）民間との連携強化（事業団） 自主事業を移譲する２法人と定期的に打合せを行い、移譲後の連携についても確認した。県内の障害者施設長研修にセンターから３名が参加し、認知症を発症したダウン症の方の支援について発表し、他法人との交流を深めた。強度行動障害者支援に関する検討会を開催し、民間施設等との連携強化に努めた。</p> <p>【平成２７年度の実施内容】 ○強度行動障害者支援検討会 ２回・民間施設等から延べ６８名参加</p>

評価（２）センター運営への特化

（ア）自主事業の計画的移譲（事業団）

平成２７年度は下記について進捗が認められた。

- ・自主事業移譲先の公募・移譲先法人の決定

平成２８年度以降は、移譲先法人との連携に努めること。

（イ）民間との連携強化（事業団）

平成２７年度は下記が実施された。

- ・強度行動障害支援検討会の開催

平成２８年度以降においても、進行予定にある項目を着実に実施するよう努めること。

実 施 内 容	平成２７年度末までの進捗状況
<p>（３）ガバナンスの充実・強化</p> <p>（ア）執行体制の強化（事業団） 幹部職員は障害者支援の現場に精通した者、役員は支援の現場又は障害者の権利擁護に精通した者とし、役員等は集中見直し期間において県と緊密に連携し、利用者本位のきめ細かなケアの実現を第一義とした法人運営を行う。</p> <p>（イ）管理部門の配置の見直し（事業団） 幹部職員が支援現場における利用者処遇の実態をきめ細かく把握し、適切に職員を指導するため、幹部の意識向上を図るとともに、利用者の居住空間から離れた位置にある管理部門の配置を見直す。</p>	<p>（３）ガバナンスの充実・強化</p> <p>（ア）執行体制の強化（事業団） 支援の現場又は障害者の権利擁護に精通した者が平成２６年度から引き続き役員として運営に携わり、機動的な理事運営会議（県職員も参加）の開催等により、センター・事業団の課題解決に向けた法人運営に努めている。</p> <p>【平成２７年度の実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○理事運営会議 ４回 ○理事会 ７回 ○評議員会 ６回 <p>（イ）管理部門の配置の見直し（事業団） 幹部職員による現場の巡回等により、支援現場における利用者処遇の実態の把握に努めた。また、管理部門の配置の見直しについて検討した。</p>

評価（３）ガバナンスの充実・強化

（ア）執行体制の強化（事業団）

平成２７年度は下記について進捗が認められた。

- ・支援の現場又は障害者の権利擁護に精通した役員による法人運営
- ・理事運営会議等の開催

平成２８年度以降においても、利用者本位のきめ細かなケアの実現を第一義とした法人運営に努めること。

(イ) 管理部門の配置の見直し（事業団）

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・幹部職員による支援現場の把握

平成28年度以降においても、引き続き、利用者処遇の実態の把握に努めるとともに、管理部門の配置の見直しの検討を進めること。

4 県や外部による重層的なチェックシステムの構築

実施内容	平成27年度末までの進捗状況
<p>(1) 法又は協定に基づくチェック体制の充実・強化</p> <p>(ア) 県の指導監督の強化</p> <p>① 監査の強化（県） 県の監査において、施設内巡回の時間の拡大、支援員からの聴取り、抜き打ち検査の実施等により、報告書類のチェックにとどまらず、支援の実態を把握する。</p> <p>② 監査時の民間人材によるチェック（県） 県の監査等において、民間人材による個別支援計画の確認等を並行的に取り入れ、支援の質についてチェックする。</p> <p>(イ) 指定管理者のモニタリングの強化（県） 外部有識者による運営状況評価において、実質的なチェックを受けられるよう、県独自に把握した情報を提供し、現場の支援状況の確認を受ける等、運用の強化を図る。</p>	<p>(1) 法又は協定に基づくチェック体制の充実・強化</p> <p>(ア) 県の指導監督の強化</p> <p>① 監査の強化（県） 県の監査において、施設内巡回の時間の拡大、支援員からの聴取り、抜き打ち検査等の実施により、支援現場の実態把握に努めた。 【平成27年度の実施内容】 ○県の調査 3回延べ4日（1回は抜き打ち）</p> <p>② 監査時の民間人材によるチェック（県） 県の監査等において、民間人材による個別支援計画の確認等を並行的に取り入れ、個別支援計画の作成等について指導した。 【平成27年度の実施内容】 ○進捗管理委員会委員による個別支援計画確認等 2回</p> <p>(イ) 指定管理者のモニタリングの強化（県） 外部有識者による運営状況評価において、事前に県の監査等で把握した情報を提供した上で現場の支援状況の確認を受ける等、運用の強化を図った。 【平成27年度の実施内容】 ○指定管理者モニタリング 10月20日</p>

評価 (1) 法又は協定に基づくチェック体制の充実・強化

(ア) 県の指導監督の強化

① 監査の強化（県）

平成27年度は下記が実施された。

- ・施設内巡回の時間の拡大
- ・支援員からの聴取り
- ・抜き打ち検査

平成28年度以降においても、引き続き、支援の実態把握に努めること。

② 監査時の民間人材によるチェック（県）

平成27年度は下記が実施された。

- ・進捗管理委員会委員による個別支援計画確認等

平成28年度以降においても、引き続き、支援の質のチェックに努めること。

(イ) 指定管理者のモニタリングの強化（県）

平成27年度は下記が実施された。

- ・外部有識者による支援現場確認等

平成28年度以降においても、引き続き、実質的なチェックを受けられるよう努めること。

実 施 内 容	平成27年度末までの進捗状況
<p>(2) 外部チェックの充実・強化</p> <p>(ア) 権利擁護の仕組みの強化（事業団・県）</p> <p>パーソナルサポーターや相談支援アドバイザー等の外部専門職の派遣により、外部の目を入れることで利用者のニーズの実現に向けた支援の質の向上を図る。また、虐待防止委員会への保護者や外部有識者の参加、苦情解決第三者委員の相談や巡回、保護者の定期的な巡回等を行う体制を確保する。</p>	<p>(2) 外部チェックの充実・強化</p> <p>(ア) 権利擁護の仕組みの強化（事業団・県）</p> <p>パーソナルサポーターや相談支援アドバイザー等の外部専門職の派遣により、外部の目を入れることで利用者のニーズの実現に向けた支援の質の向上を図った。</p> <p>虐待防止委員会を権利擁護委員会と改称し幅広く支援の質の向上等についても議論する場とした。権利擁護委員会への保護者や外部有識者の参加、苦情解決第三者委員の相談や巡回、保護者や特別支援学校教員の定期的な巡回等を行う体制の確保に努めた。</p> <p>振り返りチェックシートの継続のほか、「支援時のキラリと光るエピソード（他者のよい支援を職員同士で見つける取組み）」等、職員自身による支援の質の向上に関する取組みを行った。</p> <p>【平成27年度の実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パーソナルサポーター12名による養育園児童等12名の支援環境等の確認（月1回程度） ○相談支援アドバイザー3名による更生園の支援環境等の確認（7月～・月1回程度） ○権利擁護委員会への保護者等の参加（4月～・2カ月に1回開催） ○権利擁護部会の活性化（4月～・月1回開催） ○苦情解決第三者委員の相談・巡回（4月～・月1回程度） ○保護者等の巡回（4月～・月1～2回程度）

評価 (2) 外部チェックの充実・強化

(ア) 権利擁護の仕組みの強化（事業団・県）

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・パーソナルサポーター等外部専門職の派遣
- ・権利擁護委員会（虐待防止委員会）への保護者等の参加

- ・苦情解決第三者委員や保護者等の巡回

平成28年度以降においても、引き続き、パーソナルサポーターその他外部の目を入れることで、利用者の思いを汲み取ることも含め、権利擁護の仕組みの強化に努めること。

実 施 内 容	平成27年度末までの進捗状況
<p>(イ) 外部事業所による計画作成の強化（事業団） 事業団以外の民間法人が運営する相談支援事業所において、県立施設利用者の計画相談及びモニタリングを実施することにより、支援を客観的に評価し、外部性や地域との関係を確保する。</p> <p>(ウ) 研修時の外部機関の活用（事業団） 千葉県発達障害者支援センター等を活用し、職員に対し計画的に研修を行い職員の支援の専門性を高めるほか、アンケートの実施などにより研修の成果等のチェックを受ける。</p>	<p>(イ) 外部事業所による計画作成の強化（事業団） 事業団以外の民間法人が運営する相談支援事業所による計画作成への切替えに努めた。 ○更生園 外部相談事業所による計画作成57名（2月末）（平成26年度は13名） ○養育園 外部相談事業所による計画作成15名（2月末）（平成26年度は3名）</p> <p>(ウ) 研修時の外部機関の活用（事業団） 千葉県発達障害者支援センターや外部講師による研修を実施し、アンケートを行った。また、外部研修や他の民間施設見学等の研修に参加した職員による伝達研修や研修報告等を実施し、研修成果の共有を図った。 【平成27年度の実施内容】 ○虐待防止やコンプライアンスに関する外部講師による研修 6回 ○専門知識や技術の向上に関する外部講師等による研修 ・更生園スーパーバイズ研修（5月～・月1回）・養育園からも参加 ・養育園SSTスーパーバイズ研修（4月～月1回） ○外部研修受講後の伝達講習 3回 ○外部研修後の研修報告 21件</p>

評価（イ）外部事業所による計画作成の強化（事業団）

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・外部の計画相談支援事業所による計画作成

平成28年度以降においても、引き続き、外部の計画相談支援事業所による計画作成が進むよう努めること。

（ウ）研修時の外部機関の活用（事業団）

平成27年度は下記について進捗が認められた。

- ・外部講師等による研修の実施

平成28年度以降においても、引き続き、千葉県発達障害者支援センターを含む外部機関等を活用し、計画的な研修実施に努めること。

平成26年度末の見直し進捗管理委員会委員からの付帯意見

袖ヶ浦福祉センターが地域や他の施設から孤立していることは検証委員会の最終報告でも指摘されたところであり、袖ヶ浦福祉センターのみに重度の障害がある人への支援を任せきりにするようなことがあってはならない。そのためには、袖ヶ浦福祉センター以外の施設や地域の関係者が、地域で支援が困難だと判断された障害者を県立施設に委ねるだけでなく、袖ヶ浦福祉センターの利用者に対して、地域も一体となった継続的な支援が行われるための施策も必要と考えられる。検証委員会の最終報告の趣旨を踏まえ、今回示した見直し項目以外にも、一層の取組みを図るよう、平成27年度以降において、さらに検討されたい。

平成26年度末の見直し進捗管理委員会委員からの付帯意見に対する検討状況

平成27年7月28日の第1回千葉県総合支援協議会（第五次千葉県障害者計画策定推進本部会）入所・地域生活専門部会において、重度・重複障害のある人等の地域での生活等について検討した。